

## 進歩性の判断に関する裁判例 「オーバーヘッドホイスト搬送車」事件

H27.5.27 判決 知財高裁 平成 26 年（行ケ）第 10150 号

拒絶審決取消請求事件：審決取消

### 概要

**主引用発明に副引用発明の構成を適用することは、主引用発明の技術的意義を失わせることになり、そもそもかかる構成を追加する必要性がなく、そのような構成に変更する動機付けが認められないとして、引用発明から容易想到でないとして判断された事例。**

#### 〔特許請求の範囲〕

##### 【請求項 1】

オーバーヘッドホイストを搭載したオーバーヘッドホイスト搬送車であって、  
前記オーバーヘッドホイストは、移動ステージ及びこの移動ステージの下方に取り付けられカセットポッドを把持するホイスト把持部を有し、  
前記オーバーヘッドホイスト搬送車は、所定経路を画定する懸架軌道に沿って吊り下げられて移動し、且つ、前記オーバーヘッドホイストを前記懸架軌道よりも下方位置に搭載し、  
前記移動ステージは、前記ホイスト把持部に把持されたカセットポッドがオーバーヘッドホイスト搬送車内に位置する第 1 の位置と、前記ホイスト把持部に把持されたカセットポッドの全部がオーバーヘッドホイスト搬送車の外に位置する第 2 の位置との間で、前記ホイスト把持部を水平方向に移動させ、  
前記ホイスト把持部は、前記第 1 の位置から前記オーバーヘッドホイスト搬送車の直下に下降してカセットポッドを取り上げ又は配置し、且つ、前記第 2 の位置へ移動した後に第 2 の位置からその直下の前記第 1 の位置からの下降位置とは異なる高さの位置に下降してカセットポッドを取り上げ又は配置するオーバーヘッドホイスト搬送車。

#### 〔審決〕

本件発明は、刊行物 2 発明（主引用例）及び刊行物 1 事項（副引用例）に基づいて、当事者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができない。

#### 〔主な争点〕

取消事由 2（刊行物 1 事項の認定の誤り及びこれに基づく相違点 1 の容易想到性判断の誤り）

#### 〔審決が認定した本件発明と刊行物 2 発明との相違点（相違点 1）〕

本件発明では、「下方にホイスト把持部が取り付けられた移動ステージを有し、前記移動ステージは、

前記ホイスト把持部に把持されたカセットポッドがオーバーヘッドホイスト搬送車内に位置する第 1 の位置と、前記ホイスト把持部に把持されたカセットポッドの全部がオーバーヘッドホイスト搬送車の外に位置する第 2 の位置との間で、前記ホイスト把持部を水平方向に移動させ、前記ホイスト把持部は、前記第 1 の位置及び第 2 の位置から異なる高さの位置に下降してカセットポッドを取り上げ又は配置する」ように構成しているのに対し、刊行物 2 発明では、移動ステージを有していない点。

#### 〔裁判所の判断〕（筆者にて適宜抜粋、下線）

（1）刊行物 2 発明に、把持具を水平方向に移動する構成を適用することについて

・・・(略)・・・

以上によれば、刊行物 2 発明は、移動体と物品保持部との間及び移動体とステーション（加工装置）との間の物品の各移載手段を、単一の昇降移動手段で兼用し、構成の簡素化を図ることをその技術的意義とするものである。一方、相違点 1 に係る本件発明の構成は、オーバーヘッド搬送車からその真下に位置する処理加工治具ロードポートへは、オーバーヘッド搬送車の移動ステージ下方に取り付けられて物品を把持するホイスト把持部が下降して、物品を移送するが、オーバーヘッド搬送車の側方に配置される固定棚へは、ホイスト把持部が移動ステージによって固定棚の上方へ水平方向に移動させられてから下降して、物品を移送するものであり、移動体側に物品の昇降移動と横幅移動の双方の手段を兼ね備え、ロードポートと固定棚への物品移載手段を互いに異なる動作で行うものであり、単一の昇降移動手段で兼用しているものではない。

そうすると、刊行物 2 発明において、把持具が昇降移動する構成に加えて、水平方向に移動する構成を適用し、物品載置台及び加工装置へ異なる移動手段で物品を移載するという相違点 1 に係る構成とすることは、刊行物 2 発明の技術的意義を失わせることになる。そして、そもそも刊行物 2 発明においては、物品載置台 1 1 が揺動移動する

構成となっており、移動体3の直下に位置することが可能であるため、物品移載手段BMの把持具3dは昇降移動のみで物品載置台11との間の物品の移載が可能となるにもかかわらず、あえて把持具3dを水平方向に移動させる構成を追加する必要性がなく、そのような構成に変更する動機付けがあるとは認められない。

・・・(略)・・・

以上によれば、その余の点について検討するまでもなく、刊行物2発明に、把持具を水平方向に移動する構成を適用し、相違点1に係る構成とすることは、当業者が容易に想到することができたものとは認められない。

#### (2) 刊行物1事項について

上記(1)によれば、刊行物2発明への適用が問題となる副引用例である刊行物1事項の認定、判断について検討するまでもなく、刊行物2発明を主引用例とする審決の相違点1の判断は理由がない。なお、事案に鑑み、審決の刊行物1事項の認定方法について述べる。

審決は、①刊行物1の記載によれば、刊行物1には、前記第2の4(4)のとおり的事项(刊行物1事項)が記載されていると認定した上、②相違点1について検討するため、刊行物1事項を本件発明と対比すると、刊行物1事項の「グリッパ」、「伸長可能アーム」、「ウェハキャリア」、「キャリア搬送車」は、それぞれ本件発明の「ホイスト把持部」、「移動ステージ」、「カセットポッド」、「オーバーヘッドホイスト搬送車」に相当し、また、刊行物1事項の「一方の位置」及び「他方の位置」は、本件発明の「第1の位置」及び「第2の位置」と言い換えることも特段困難性があるものではないとして、同解釈に基づく刊行物1事項の構造を再度認定(再解釈)した上、③同再度認定後の刊行物1事項の構造を、刊行物2発明に適用可能か否かを検討したものである。

しかし、上記再度認定した構造は、刊行物1事項の具体的な構成を、本件発明の構成に相当するものと言い換えて得られたものであるから、刊行物1事項を包含する上位概念というべきものであり、刊行物1事項そのものではない。このような認定方法は、刊行物1事項の刊行物2発明への適用の容易想到性を検討する前に、刊行物1に記載された具体的な構成を捨象して、適用対象となる事項を認定するものであり、結果として容易想到性の判断の誤りをもたらす危険性が高く、相当ではないというべきである。

#### [検討]

本判決では、刊行物2発明について、移動体と物品保持部との間及び移動体とステーション(加

工装置)との間の物品の各移載手段を、単一の昇降移動手段で兼用し、構成の簡素化を図ることをその技術的意義とするものであると認定され、かかる技術的意義を有する刊行物2発明において、相違点1に係る構成とすることが、その技術的意義を失わせることになるかと判断されるとともに、そのような構成に変更する動機付けが認められないと判断された。

更に、刊行物2発明のようなレイアウト構造を有するものにおいて、物載置部分側を横幅方向に移動させた上で把持具を下降させるか、把持具側を横幅方向に移動させた上で把持具を下降させるかは、単に二者択一的な動作を選択することで、当業者ならば当然着想する技術思想である、という趣旨の被告の主張に対し、刊行物2発明の技術的意義に鑑み、前者の構成をあえて後者の構成に変更することの動機付けがないため、刊行物2発明においては二者択一的とはいえず、後知恵的な発想である、と判断された。

また、判決理由に直接関係しないが、本判決では、副引用例である刊行物1事項に対する審決の認定方法が妥当でない旨指摘された。審決は、刊行物1事項を認定した上で、その具体的な構成を、本件発明の構成に相当するものと言い換えて再度認定(再解釈)し、その再度認定した刊行物1事項の構造が刊行物2発明に適用可能か否かを検討しており、裁判所は、かかる認定方法が妥当でない旨述べている。

#### 《実務上の指針》

特許法29条2項が定める、当業者が先行技術に基づいて出願に係る発明を容易に想到することができたかという点は、主引用例から出発して、その主引用例との相違点に係る構成に到達することが容易であったか否かを基準として判断されるため、主引用例の技術的意義を的確に認定することが重要である。

とくに、主引用例の技術的意義を失わせることになる構成については、それを主引用例に適用することに阻害要因が存在するともいえるため、かかる主張の可否も検討すべきであろう。

また、相違点に係る構成が二者択一的に思われる構成であっても、本判決のように、主引用例の技術的意義に鑑みて、それを適用する動機付けが見出せない場合には二者択一的とはいえず、当業者が容易に想到することができたものではないとして、進歩性を主張することが可能である。

以上